

第 7 1 回 奈良警察署協議会

開催日時	令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分 (90 分)	
開催場所	奈良警察署 5 階 研修場	
	委 員	近田会長 中室副会長 野崎委員 田中委員 梶谷委員 中嶋委員 古川委員 瀬委員 鈴木委員 岡本委員 久保(元)委員 北森委員 湯家谷委員 新谷(尚)委員 新谷(武)委員 吉村委員 久保(英)委員 以上 17 名
	警 察 署	署長 副署長 会計官 地域交通官 刑事官 警務課長 生活安全課長 地域総務課長 刑事第一課長 刑事第二課長 交通第一課長 交通第二課長 警備課長 広報相談係員 3 名 会計課員 2 名 以上 18 名
議 事 概 要	1 会長挨拶 令和 6 年度に引き続き奈良警察署協議会の会長を務めさせていただくことになり、身が引き締まる思いである。本日は、令和 7 年度最初の協議会開催となり、新たに 12 名の方が委員に委任され、計 18 名体制となった。警察署協議会は、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民の意見を聴くための機関である。本日は限られた時間ではあるが、お互いに活発に議論を交わしていただき、地域の安全安心の向上につなげたいと願っている。皆様のご協力をよろしくお願いします。 2 署長挨拶 平素から警察業務に深い御理解と御協力を賜り、また、警察署協議会の委員として、御意見やアドバイスをいただき誠に感謝申し上げます。警察署協議会は、警察署の管轄区域における警察の事務に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に意見を述べる機関とされている。言い換えれば、警察署協議会は、警察署長の相談役・御意見番であり、警察署における最も大切な会議の一つである。本日は、管内の犯罪や事故等の発生状況やそれに対する当署の取組状況など説明させていただくので、委員の皆様には、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。本日の協議会が実のあるものとなるよう、御協力をお願いします。 3 議事 (1) 奈良警察署の業務推進状況について奈良警察署長から説明 (2) 協議会案件として出された意見・要望に対する回答 ア 【委員】パトカーでのパトロールの回数を増やしてほしい 【警察】パトロールについては事件事故の発生状況を分析、また要望等に基づいて実施している。 イ 【委員】不審者への対応及び特殊詐欺事案への対応について 【警察】不審者を見かけた場合には、110 番通報等していただければ、現場に向かい対応するので、通報を躊躇しないでいただきたい。 また、奈良県警察安全・安心アプリ『ナポリス』で情報発信するとともに、関係各課が連携の上、警戒及び行為者の特定に向けた活動を推進している。 特殊詐欺に関しても、『ナポリス』や『交番だより』などで情報発信に務めているが、その他必要な情報がある場合は、生活安全課や最	

寄りの交番に相談していただきたい。

警察官をかたり「逮捕状が出ている。資金調査の必要がある。」等の文言でお金をだまし取られるケースが多い。LINE等のSNSに誘導され、テレビ電話や写真で逮捕状や警察手帳を見せられるケースが多いが、警察がLINE等のSNSに誘導することは決してなく、またSNS上で逮捕状等を見せることも決してない。日々手口が変化していくため、このような電話を受けた場合には、警察へと通報していただきたい。

ウ 【委員】自転車の交通違反・交通ルールの改正について教えてほしい。

【警察】自転車に対するいわゆる青切符の適用に関する改正道路交通法の施行日については、令和8年4月1日に決定した。施行日までに広報啓発活動を展開して周知を図るとともに、交通安全教室等においても啓発を行っていく。

エ 【委員】交通事故防止について

【警察】管内の事故発生状況を分析した上で、事故多発地点における警戒活動、交通取締りの強化を実施している。

オ 【委員】交通安全柵の設置及び消えかけている県道の白線の引き直し等の要望について

【警察】道路管理者と連携を図っていく。

カ 【委員】近鉄奈良駅前の行基菩薩大屋根周辺での路上販売、迷惑演奏、客待ちの車両の迷惑駐車について対策してもらいたい。

【警察】110番通報等でそのような行為を認知した場合には、警察官が現場を確認し、違法性等を判断した上で行為者に対する指導を行っていく。

キ 【委員】災害や防災に対する情報発信について教えていただきたい。

【警察】災害・防災に関する情報は、国や県、市町村が発信することになっている。県警察では、国や県、市町村と連携し、これらの情報をもとに地域イベントや防犯教室等において、啓発活動を実施している。

ク 【委員】警察官には、住民との関係を大切にしていきたい。

【警察】住民の方の協力がないと、警察業務は成り立たない。警察職員がそのような気持ちをもって業務に励むよう、幹部一同、指導・教育にあたっていく。

(3) 速度取締り指針等に関する説明

(4) その他、質問・意見等

ア 【委員】自治会の防犯カメラを見せてほしいとの依頼が多いが、役に立ったのか連絡がないので分からない

【回答】可能な限り、協力していただいた方々に説明を実施するよう指導していく。現在、防犯カメラ捜査が主流となっているため、今後も引き続きご協力願いたい。

イ 【委員】インバウンド観光客による犯罪は増加しているか

【警察】特段そのようなことはない認識している。

ウ 【委員】警察官と自治会長との関係を上手く築いてもらいたい

【警察】交番、駐在所等の活動では各地区の自治会長に頼ることが多い。自治会長と協力関係を築けるように指導していく。

エ 【委員】熊が出た際にはすぐに警察に通報すればよいのか

【警察】まずは身の安全を優先していただきたい。通報していただければ警察から県や市に情報共有する。

オ 【委員】いわゆる歩きスマホについては、犯罪とならないのか

【警察】歩きスマホについては、現状、道路交通法に規定されているものではない。また、奈良県では条例による規定もない。交通安全教室等で危険性を説明しているが、今後もあらゆる機会を通じて歩きスマホの危険性について呼びかけていく。

カ 【委員】横断歩道を渡るのか渡らないのか分からない人がよくいるので、渡るときには手を挙げるように周知徹底していただきたい。

【回答】奈良県警では、『渡るならレッツサイン～合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼～』というスローガンで、広報啓発活動を実施している。今後も継続して啓発、呼びかけを実施していく。

キ 【警察】自転車に跨っている人が横断歩道を渡ろうとしている場合は一時停止をする必要があるのか

【回答】自転車に跨っている場合は、軽車両の扱いとなるため優先通行権はない。しかし、小児用の自転車については歩行者と同じ扱いとなるため、一時停止する必要がある。

ク 【警察】速度取締り指針の規制速度は、時期によって変わるのか

【回答】路線によって定められているものであるもので、公安委員会による速度規制の変更がなければ、時期によって変わるものではない。また、取締りの重点路線は、交通事故の発生状況等を分析して定めている。

5 警察署協議会の議事録

当警察署協議会の議事録については、「個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたもの」を作成して閲覧に供すると全会一致で決定した。

6 次回の協議会日程

次回の協議会は令和7年10月か11月頃を予定している。